

分会長さんにお渡しください。増刷して全教職員に配布してください。

■ 埼高教の魅力を語ろう

■ なかまを増やそう

2004年7月20日

号外

埼高教新聞

埼玉県高等学校教職員組合
〒336-0011 さいたま市高砂3-12-24
埼玉教育会館内
電話 048-822-7421 (代)
FAX 048-832-6791
<http://www.saikokyo.or.jp>
honbu@saikokyo.or.jp
編集責任者：米浦 正
毎月5・13・25日発行1冊30円

君が代 斉唱時起立しない教員に 処分検討」との教育長答弁に対する見解

稲葉喜徳教育長は16日の県議会で、森泉義夫議員（公明）の「入学式や卒業式における国旗掲揚及び国歌斉唱について」の質問に答え、「教員が、学習指導要領に基づき、児童・生徒が国旗・国歌を正しく認識し、これらを尊重するよう指導することは、職務上の責務であり、適切でない行動をとる教員については、市町村教育委員会の意見も聞きながら、処分も視野に入れ、検討する方向で考えていく」と答弁した。

憲法19条に「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」とあるように、内心の自由は何人にも保障された権利であり、「君が代」斉唱時に起立しない教員を処分するということは、その侵すことのできない権利を乱暴に踏みこむものである。同時に、教育基本法10条が厳しく禁じている教育行政による教育への「不当な支配」に道を開くものであり、絶対に認めることはできない。

教育の目的は、「人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者」の育成を期して、「国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきもの」である。だからこそ、子どもの成長・発達を保障するために、子ども参加、父母・地域住民・教職員共同のとりくみが、いま学校に求められている。そうした学校現場に命令や強制はなじまない。「日の丸・君が代」についても、1999年に制定された国旗・国歌法には義務規定はないし、政府も「学校現場に強制するものではない」との見解を示している。教育長答弁は、この政府見解に反し、学校現場への不当な介入である。

いま、「戦争する国」づくりをねらった憲法改悪と、その「戦争する国」を支える人づくりのための教育基本法改悪の策動が強められている。日本国憲法には、日本国民とアジア諸国民に多大な犠牲を強いたことへの深い反省に基づき、「二度と戦争はしない」との決意が明確に述べられている。それは、世界に誇るべき宝である。また私たち教職員も、教え子を自らの手で戦場に駆り立てた痛苦の反省の上に、「教え子を再び戦場に送らない」と決意し、日本国憲法と、その精神に則り制定された教育基本法に基づいて、民主教育・平和教育をすすめてきた。それは、子どもの命を大切にし、子どもの成長・発達を保障することをめざしたものである。今回の「処分も視野に入れ、検討する」という教育長答弁は、戦前の命令による軍国主義教育の復活に道を開くものと言わざるをえない。それは、現下の憲法・教育基本法改悪が企図する「戦争する国づくり・人づくり」の策動とその本質を同じくする極めて危険な発言にほかならない。

入学式・卒業式は、最初と最後の教育活動であり、そのあり方は、それぞれの学校が自主的・主体的に決めるべきものである。「日の丸・君が代」の強制など、学校教育への介入は到底許すことはできない。埼高教は、憲法・教育基本法を守り、それを教育と学校に生かす運動に全力でとりくむ決意である。そしてその具体化として、子ども参加、父母・地域住民・教職員共同の教育・学校づくりを推進していくことを表明するものである。

2004年7月20日

埼玉県高等学校教職員組合
中央執行委員会